

「第20回農作物病虫害防除フォーラム」総合討論概要

開催日時：平成26年10月28日（火） 13：30～17：30

開催場所：農林水産省講堂（本館7階）

参加者：都道府県、地方農政局、民間団体 等 計196名

参加者からの主な意見は以下のとおり。

1. 輸出相手国の残留農薬基準値の収集と提供について

- （1）海外の残留農薬基準値の詳細情報が分かりにくく、突然変わることがある。変更があった場合の新たな情報の早期提供が可能な体制が必要である。
- （2）台湾の場合、残留農薬基準値の変更が事前にホームページに掲載されたが、多くの国では事前に変更情報を得ることは困難だった。
- （3）農薬メーカー側も輸出相手国の情報を確認した後に、関係者に回答しているのが現状であり、変更について事前の把握はできていない。
- （4）また、変更後の新しい残留農薬基準値については、当該国のホームページの他、WTO、CODEXなどのホームページに掲載されている。

2. 輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業成果の活用の際に留意すべきことについて

事業成果については、防除体系が産地毎にそれぞれ異なることから、個別の防除体系を出すのではなく、残留基準値をクリアするためのメニューを明示するという形で整理する予定である。これを各産地で参考にし、そこに適した防除体系を確立することが必要である。

3. 農産物の輸出にあたり産地が留意すべきことについて

- （1）茶を加工する工程で機械の洗浄が不十分で、輸出茶葉の前に処理した茶葉の残渣などが混入し、残留農薬基準値超過になってしまうことが想定される。
- （2）隣接園地で使用した農薬のドリフトも問題である。

4. 農産物の輸出促進にあたり参加者からの要望等

- （1）残留農薬基準値が国内と輸出向けとで異なることが解消されるような活動を行ってほしいとの意見があった。
- （2）輸出主要相手国における主要農産物の残留農薬基準値については国でまとめて情報発信してほしい。

以上